

PPA方式による平塚市公共施設への太陽光発電設備等導入事業共同事業者公募型プロポーザルに係る質問及び回答

標記について、PPA方式による平塚市公共施設への太陽光発電設備等導入事業共同事業者公募実施要領に基づき、以下のとおり、質問及び本市の回答を公表します。

質問番号	質問	質問に対する回答
1	<p>本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)。</p>	<p>御質問のケースについては、現段階で一概に判断を示すことは困難ですが、基本的にはリスク分担表上の「共通-不可抗力」の欄の区分(両者による負担)に基づき協議するものと考えます。また、受注者の責によらないことが明確である場合は、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課することは出来ないものと判断します。</p> <p>なお、本事業は賃貸借ではなく、地方自治法を根拠としてPPA設備の設置を許可することから、工事開始から撤去完了までの「許可期間」と、運転開始日から撤去完了までの「業務期間」がありますが、受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、両者協議により業務期間の開始日を後に変更することは可能です。</p>
2	<p>入札保証金や契約保証金は免除で宜しいでしょうか。</p>	<p>本事業に係る平塚市契約規則上の入札保証金の適用はありません。</p> <p>なお、契約保証金については、PPA事業の特殊性を踏まえ、免除とする予定です。</p>
3	<p>公募実施要領 5(8)(9)、共同企業体で本公募に参加する場合、構成員全員が「平塚市競争入札参加資格名簿に登録が認められている者」に該当する必要がありますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、構成員全員が資格を満たす必要があります。</p>
4	<p>公募実施要領 9(1)キ 公募対象施設ごとに PPA 契約単価の上限額を設定していますが、1 施設でも PPA 契約単価の上限額を上回る提案は不可との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>御質問のケースについては、公募実施要領上、提案不可(失格事由)ではありませんが、公募審査委員会の各委員が当該部分について、本市の要求を満たしていない提案として採点するものと推察します。</p>
5	<p>公募実施要領 16(7)、参加表明者と PPA 設備の所有者が異なる場合は、当該関係性が明記された資料を提出することとありますが、所定の書式等がございますでしょうか。所定の書式等がございません場合、参加表明者(PPA 事業者)と PPA 設備の所有者の関係性(役割)が明記された「共同企業体協定書」が当該資料に該当しますでしょうか。</p>	<p>所定の様式は特にありません。お見込みのとおり、共同企業体協定書が当該資料に該当します。また、PPA事業者とリース会社との間にリース契約が生じる場合は、締結後(原則、工事前)にリース契約書の写しを提出いただきます。</p> <p>なお、国庫補助金の申請者は設備の所有者、すなわちリース事業者とする必要がある点に注意してください。</p>

6	<p>要求水準書 1-2(1)ア の補助金についてご質問をお願いします。</p> <p>万一の場合の想定となりますが、受注者にて補助金受給した場合においても、受注者の責めに帰すべき事由「以外」を原因としまして、交付団体が定める補助金の返還事由に該当し、受注者が受領した補助金の全額又は一部および加算金の支払請求を受け、受有者がその支払いを余儀なくされた場合には、当該原因が受注者の原因以外となります場合には、貴市のご負担をお願い出来ますでしょうか。</p>	<p>御質問のケースについては、個別のケースにおいて、責めに帰すべき者が負担するものと考えられることから、本市が負担をするか否かは判断しかねます。</p>
7	<p>貴市と締結する PPA 契約書を開示いただけますでしょうか。</p> <p>PPA 契約書がございません場合、PPA 契約書は PPA 事業者所定の書式でよろしいでしょうか。</p>	<p>現段階での PPA 契約書案の開示は考えておりません。PPA 契約書は、公募実施要領(別紙1.2.3を含む)及び要求水準書並びに選定された事業者の提案に即し、両者協議の上での作成を想定しています。</p> <p>そのため、PPA 事業者所定の様式をベースとする場合には、市側で当該様式及び記載内容の加除修正を行うことを前提としてください。</p>
8	<p>要求水準書 1-2(1)ア 補助金の交付後、補助金に係る内容について契約書に表記することを協議させて頂く事は可能でしょうか。(万一の場合の、補助金の返金等が発生した場合の対応等について、条文として表記させて頂きたいという意向です。)</p>	<p>国庫補助金に係る内容(返還等が発生した場合の対応等)について、PPA 契約書に表記することを協議することは可能です。</p>
9	<p>要求水準書 1-2(1)カ PPA 設備を導入した施設が廃止される場合等、PPA 設備が使用できなくなった場合、事業者は PPA 設備を撤去処分するとありますが、施設の廃止は貴市のご都合となりますことから、撤去処分費用(積立分を除く)は貴市のご負担との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>御質問のケースに係る市の負担は、公募実施要領16その他(8)記載のとおり「許可開始日から許可取消し日までの期間が、収益により PPA 設備の導入に係る対価を償却するに足りない」と認められる期間である場合の当該差額分」としています。</p> <p>1-2(1)カ及び 2-2(1)カの事由による撤去処分費用や事業者の利益見込み分について、本市は負担しません。</p>
10	<p>本事業は、「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか。</p>	<p>長期継続契約とする予定です。</p>
11	<p>予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。</p>	<p>同様の案件について、過去にそのような事例はございません。</p>
12	<p>要求水準書 1-2(1)キ 貴市と事業者で協議の上、PPA 設備を市に譲渡、契約更新、撤去のどれかで決定する予定ですが、事業期間中の本物件にかかる固定資産税は課税扱い(契約単価には同費用分を含める)との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、事業により発生する公租公課については事業者の負担となります。</p>
13	<p>要求水準書 1-7(1)地震保険の付保、不付保に関しては協議可能でしょうか。場所によっては保険会社が不付保とする場合もありますし、保険料率が高く設定されているため、付保すると PPA 契約単価の上限額を上回る可能性が高くなります。</p>	<p>地震発生時に事業者が設置した太陽光発電設備等の工作物が原因で、第三者に損害を与えた場合、基本的に賠償責任は工作物の所有者となることから、当該賠償責任を補償する保険への加入は必須とします。</p>

14	リスク分担表の「設計・施行・維持管理に影響のある法令・条例等の変更」について、負担者が事業者となっていますが、法令・条例の変更についてはどのようなことが想定されるのか不明確なため、それに伴うコストの増加は提案時点で積算できるものではないことから、別途協議事項とさせていただきますもよろしいでしょうか。	本事業は第三者所有による事業であることから、基本的にはPPA事業者の負担と判断しています。ただし、本市との協議を妨げるものではありません。
15	リスク分担表の「維持管理費の上昇」に関して、「上記以外の要因による維持管理費用の増大」とありますが、上記以外の要因とは、具体的にどのような要因を想定されていますでしょうか。	一例ではありますが、維持管理に係る外部委託費用の上昇などを想定しています。
16	リスク分担表の「上記以外の要因による維持管理費用の増大」について、負担者が事業者となっていますが、具体的にどのようなことが想定されるのか不明確なため、それに伴うコストの増加は提案時点で積算できるものではないことから、別途協議事項とさせていただきますもよろしいでしょうか。	本事業は第三者所有による事業であることから、基本的にはPPA事業者の負担と判断しています。ただし、本市との協議を妨げるものではありません。
17	リスク分担表の「事業の中止・中断・延期」に関して、「発電開始に必要な認可等の遅延によるもの」に関して、事業者負担となっていますが、例えば電力会社の都合(例えば事業者が接続検討申込後、電力会社側で実施する受付検討業務)、により遅延した場合は、別途協議とさせていただきますもよろしいでしょうか。	発電開始に必要な許可等の遅延によるリスクは事業者としていますが、業務期間の始期日を変更することは、事由によって可能と想定しており、別途協議させていただきます。
18	要求水準書 1-8(5)「近隣住民及び施設管理者から苦情があった場合は、事業者の責任により誠実かつ速やかに適切な対応を行う」とありますが、具体的にはどのような苦情事項が想定されますでしょうか？苦情事項によっては、協議事項とさせていただくことは可能でしょうか。	要求水準書 1-6(1)ケに記載のとおり、光害や騒音等を想定しており、基本的にはPPA事業者に対応していただきます。ただし、本市との協議を妨げるものではありません。
19	各種保険の名義人は、PPA 事業者名義若しくは PPA 設備の所有者となるリース会社名義でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、リース会社名義としていただき、差し支えありません。
20	リスク分担表の「保険」に関して、履行保証保険の保険適用期間はいつからいつまでのご認識でしょうか。また、履行保証保険の加入は必須でしょうか。	本事業は第三者所有による事業であることから、履行保証保険の加入が必須であるとの判断はしていませんが、事業者の履行状況により、事業者の責めに帰すべき事由により本市又は事業者自身に損害が生じた場合、その損害によって生じた費用はPPA事業者の負担となります。
21	リスク分担表の「保険」に関して、「維持管理期間のリスクを保証する保険」とありますが、維持管理期間のリスクとは、具体的にどのようなリスクを想定されていますでしょうか。	御質問のリスクは、主にリスク分担表の「共通」及び「維持管理関連」に記載の各リスクを指しています。したがって、表に記載されている事項以外の具体的なリスクを想定したものではありません。

22	<p>リスク分担表の「金利」に関して、「市中金利変動」について事業者負担となっていますが、市中金利が大幅に変動した場合は、別途協議とさせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>本事業は第三者所有による事業であることから、リスク分担表のとおり、基本的にはPPA事業者の負担としています。ただし、本市との協議を妨げるものではありません。</p>
23	<p>リスク分担表の「現状復旧に係る撤去及び廃棄費用」に関して、「現状復旧に係る撤去及び廃棄物処理費用」の増大について事業者負担となっていますが、撤去及び廃棄物処理費用が大幅に変動した場合は、別途協議とさせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>本事業は第三者所有による事業であることから、リスク分担表のとおり、基本的にはPPA事業者の負担としています。ただし、本市との協議を妨げるものではありません。</p>
24	<p>「同補助金」におきまして、本設備の所有権を有する者が、代表申請者になり、PPA事業者や需要家である貴市と共同で申請する認識でよろしいでしょうか？また本設備の所有権を有する者に、補助金が入金される認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。代表申請者は設備の所有者（リース事業者）とする必要があります。</p>
25	<p>太陽光の加重計算を踏まえた構造計算書の作成について 設計事務所は、太陽光設置予定の建物を設計した設計事務所が一番適していると考えます。貴市側よりその設計事務所をご紹介いただくことは可能でしょうか。なお、弊社側で設計事務所に委託し、太陽光発電の荷重に関する構造計算書を作成する場合は、その委託費用をPPA単価に含める認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>御質問にある「建物を設計した設計事務所」については、「既に存在していない」あるいは、「連絡先が不明である」可能性があることから、基本的には事業者側で対応可能な一級建築士をお探しくさるようお願いします。 なお、設計事務所に委託する場合の費用については、事業者負担となることから、PPA単価に含めて算定してください。</p>
26	<p>構造計算の調査報告書について 貴市から貸与いただいた資料を根拠に設計事務所が構造計算し太陽光発電の設置に関する調査報告書を見て設置可否を判断することになります。下記点についてご確認お願いできますでしょうか。 ①調査報告書は概略的なものであり、包括的に全ての構造設計過程を網羅することを意図していません。よって、調査報告書中に記述されていない指摘事項が残存する可能性があることを了承ください。 ②調査報告書は、貴市から貸与された資料に基づいて評価したものであるため、実際の建築物の一部が設計図書と異なる場合は、調査報告書に記述されていない指摘事項が残存する可能性があることを了承ください。 ③調査報告書は、災害時等の被害の程度を直接評価するものではないことを了承いただきたく存じます。 ④太陽光発電設置に於ける検収完了以後、調査報告書の内容の正確性、真実性等につき一切の損害につき損害賠償を請求は応じられませんのでご了承ください。</p>	<p>御質問(確認)①～④についての回答は、次のとおりです。 ①事業者は、太陽光発電設備の設置及び影響について、確認・再検討を行い、設置の可否を判断していただく必要があります。 ②選定前は、別途提供している図面等から設置の可否を判断してください。選定後は現地調査を認めているため、必ず設置の可否を確認するものとし、以降、現地が図面と異なっていることを理由に設置可否が変わることは認められません。ただし、不可視部分に起因する場合はこの限りではなく、事業者と本市で協議を要するものとします。 ③現行の建築基準関係規定に適合する評価としてください。 ④御質問にある「検収完了以降の調査報告書の正確性、真実性」に起因し、第三者賠償の事案が発生した場合の責任分担は、PPA事業者とします。 なお、太陽光発電設備の設置後の不具合に関する損害の賠償に関しては、別途、許可の附款又はPPA契約書で定めることとします。</p>

27	<p>・リスク分担表 第三者賠償について</p> <p>太陽光発電設備等に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による負担についてですが、費用を想定出来るものではない為、本工事が起因となるかの調査についての費用負担については原因が特定出来ない、もしくは別の起因によることが判明した場合は、調査費及びそれにかかった費用は市の負担として頂ける認識でよろしいでしょうか</p>	<p>本項目は、その損害(現象)が事業者所有の太陽光発電設備等に起因することが明らかである場合のリスク分担となります。</p> <p>このことから、その損害(現象)の原因が調査しないと特定出来ないような場合は、調査実施の可否も含め、両者協議になるものと考えます。</p>
28	<p>実施要領 3(3)</p> <p>補助金採択が1校でもあった場合、別紙2は対象とならないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>仮に国庫補助金の部分的な採択/不採択があった場合は、別紙2の施設について事業を実施するか、選定事業者と協議します。</p>
29	<p>実施要領 7</p> <p>選定された事業者にのみ現地調査を認めるとありますが、現地調査で判明したことによる提案内容の変更は協議により可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>机上調査と現地調査の差異により、提案事項の実施が不可能であると判明した場合は、提案内容を基本としつつ、両者協議の上、事業内容の変更を可能とします。</p>
30	<p>実施要領 9(1)企画提案書</p> <p>協力会社名や実績、その他活用する市内事業者名の記載は可能でしょうか。</p>	<p>企画提案書には、協力会社や市内事業者の名称も明記しないでください。(協力会社A、市内事業者Bのように記載いただくことは可能です。)</p>
31	<p>調査業務報告書</p> <p>富士見小学校参考図注意事項 体育館屋根は雨漏りしている為、屋根改修が条件となっていますが、こちらについては市による改修工事の理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>御質問の件については、事業者選定後、具体的な雨漏りの状況と対応方法を両者で確認の上、対応方針を決定します。(現段階で施工時期は未定です。)なお、本件については、事業者に費用負担を求めるものではありません。</p>
32	<p>各学校施設既存キュービクルは消防認定品でしょうか。</p>	<p>土沢中学校及び金田小学校は昭和50年5月28日消防庁告示第7号(以下「告示7号」という)適合品です。神田中学校は2基中1基及び富士見小学校・松延小学校・崇善小学校の高圧受電盤が告示7号適合品です。それ以外の学校の既存キュービクルは告示7号適合品ではありません。</p>
33	<p>各学校施設既存キュービクルが消防認定品の場合は増設・改造は可能と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>まず、各学校のキュービクルにはリース品があります。リース品を改造する場合はリース会社との協議及び承諾が必要となります。</p> <p>告示7号適合品の増設・改造は可能ですが告示7号に適合するようにしてください。</p>

34	各学校施設のケーブル類は一般ケーブルで宜しいでしょうか。	エコケーブルとしてください。
35	要求水準書 1-2.(1)エ 運転期間中の電気主任技術者に係る費用は市負担とありますが、本公募の対象施設主任技術者は原則太陽光設備の主任技術者として兼任いただけるという認識でよろしいでしょうか。 経産省への届出や東電への申請に主任技術者の連絡先等が必須となる為の質疑となります。	お見込みのとおり、兼任を想定しています。
36	要求水準書 1-3.(2)ウ 蓄電池の特定負荷接続先はどのような電源を想定されておりますでしょうか。	特定負荷については、一部のLED照明、携帯電話充電器、パソコン及び液晶テレビの使用を想定しています。
37	要求水準書 1-5.(3) 夏季休暇期間中のパネル設置工事については補助金の採択スケジュールにより実施の可否が変わる事が想定されますが致し方ない場合その他期間に設置を行う事は了承いただけますでしょうか。	夏季休暇期間中の設置工事が出来ない場合は、その他の期間に設置することとなります。その場合、児童又は生徒の登校期間となることから、十分な安全対策が必要となり、追加対策を指示する可能性があります。
38	要求水準書 1-5.(4)ケ 停電工事について施設の年次点検と同時に太陽光設置に伴う停電工事を行う事は可能でしょうか。その場合年次点検の時期はいつ頃になりますでしょうか。	停電工事内容によっては、年次点検と同日に行うことは可能です。年次点検の時期は毎年、新年度当初に学校と協議して決めており、各学校で違います。参考に令和6年度の各学校年次点検日を以下に示します。 富士見小学校:7/30 松延小学校:8/8 土沢中学校:8/1 崇善小学校:12/24 神田中学校:8/8 神田小学校:8/5 城島小学校:8/19 金田小学校:8/19 みずほ小学校:8/15
39	要求水準書 1-2(1)ク 撤去処分費用積立金 電気設備供給期間終了後も発電設備等の撤去処分を担保するため、別途開設した口座により管理しなければならないとありますが、参加表明の段階で企業の信頼性、継続性等審査頂くと思いますが、本事業において口座開設は必要でしょうか。	口座開設は、昨今、社会課題として捉えられている太陽光発電設備の適正処理及び費用捻出について、担保性の透明化を図ることを目的としたものです。 要求水準書のとおり、基本的には口座開設を求めるものですが、口座開設に当たり費用面以外の課題があれば、前述の趣旨を踏まえ、代替措置を提案してください。
40	要求水準書 1-2(1)ク 撤去処分費用積立金 電気設備供給期間終了後も発電設備等の撤去処分を担保するため、別途開設した口座により管理しなければならないとありますが、その場合の口座は貴市との共同口座でしょうか。もしくは事業者の単独口座でしょうか。また、口座管理の役割についてご教示下さい。	撤去処分の責務はPPA事業者にあることから、口座は事業者の単独口座を想定しています。口座開設の目的は質問番号39への回答のとおりであり、当該口座を用いて、積立状況を定期的に市に報告することを想定しています。